

第3回情報開示・発信基盤に関する
ワーキング・グループ
議事録

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付

情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ
(第3回)

日時：平成23年1月31日(月) 13:00～15:09

場所：第4合同庁舎第3特別会議室

議事次第

1. 情報開示・発信基盤整備の在り方について

○松原主査 それでは、時間になりましたので、ただいまより「第3回情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ」を開催いたします。

これまで、田中弥生委員にいろいろと御意見をいただいておりますが、今回から御出席いただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

また、本日はオブザーバーとして、新たに公益法人協会より金沢俊弘さんに御参加いただいております。今後の寄附文化を発展させていく上で、情報開示の整備については、NPO法人に限らず、非営利法人全体の問題であるということから、公益法人の情報開示についても既にいろいろな御経験をお持ちですから、その点での御助言をいただければと思っております。

また、「新しい公共」推進会議からは、白井さんがお見えで、あと寺脇さんがお見えになる予定です。

今日は、井上委員、深尾委員については御欠席ということで、田尻委員も御欠席となっております。田尻委員のかわりに、日本NPOセンター所属の吉田さんに代理出席いただいております。

それから、佐藤大吾さんがまだ遅れておられるということですが、始めさせていただきたいと思います。

それでは、本日の議題ということで、事務局より前回、意見照会させていただいたワーキング・グループの論点について、今回は事務局にお手数をおかけしてまとめていただいております。お手元の資料1と資料2をごらんください。論点整理に関する皆様の御意見をとりまとめたのが資料1、基本情報フォーマットに対する意見をとりまとめたものが資料2となります。

それでは、資料1と資料2について説明を事務局よりいただきたいと思っております。お願いします。

○田和参事官 田和でございます。いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。

先週水曜日に意見をいただきまして、それでこちらの方で鋭意整理しておりましたので、皆様に一度フィードバックできなかつたのですけれども、それぞれの委員の方々からいただいた意見は、論点整理及び基本情報フォーマットに関する委員意見という形でお手元に配付しておりますので、もし必要がございましたら、全部網羅できていないかもしれませんが、適宜御参考にさせていただきながら今日の議論を進めていただければと思います。

まず、資料1の方ですけれども、事務局の方でとりまとめさせていただきました。

左の赤字のところ、お送りしたバージョンに、意見を踏まえまして、入れられるものは入れてあるということでございます。右側の方は、議論を更にやっていくべき必要があると思われるところを、それぞれの方々の主な意見を抜粋して載せさせていただいております。

まず、私がいただいた意見を見ますと、大きく分けると、後でちょっと出てきますけれども、右側に二重丸の赤字で幾つか書いてございます。

NPO法人会計の基準をどう位置付けるのかというのが一つの論点ですし、2番目は、情報入力をする主体がだれで、それを義務付けるのかどうかということが、かなり意見が違っていたように思います。

更に、入力主体との関係ですが、入力された情報に対する責任関係をどう考えるのかというのが出てきます。

それから、社員の氏名、個人情報との関係も大きな論点かと思えます。

更に、今日のもう一つの大きな課題であります。資料2「基本情報フォーマット」ということで、いろいろな御意見をいただいて整理しておりますが、これについても結構意見がございまして、各項目についてそこまで必要なのか、これではまだ足りないといった議論があらうかと思えます。

そういった5つが大体大きな論点にならうかと思えますが、資料1の最初のページから主なポイントに絞って御説明させていただきたいと思えます。

まず、1. 課題ですが、これは鶴尾委員とか井上委員の御意見を踏まえて修正させていただきました。

それから、2. 論点整理に当たっての考え方については、池本委員から、即応性、ライブ性、緊急性というものを掲げるべきではないかという御意見をいただきましたが、一方で、ここは基本的にこの3つでいいのではないかという意見も数多くございましたので、とりあえずはそのままにさせていただきます。

それから、透明性、信頼性、効率性のそれぞれの中身ですけれども、なるべくわかるようにしながら、主語を入れるとか、NPOが自らの判断と説明責任の下とか、いただいた意見を反映しながら書いてございます。

それから、効率性のところも複数の委員の方からいただきましたが、自主的な情報開示が好循環を生んで、それが効率性に結び付くという視点が重要ではないかという御意見でございました。

2ページ目、官・民の役割分担のところでございます。

ここは、2番目のポツのところ、今後、寄附したときに、NPO等に対する寄附活動に対する苦情についてどうするかという議論があったわけです。ここは結構いろいろな御意見をいただきまして、(4)のところに関わる話なのですが、とりあえずここは削除いたしまして、後ろの方で要約させていただきたいと思えます。

(3)は、井上委員の方から、予算要求というのは地方自治体では難しいのではないかという御意見をいただいておりますが、改正後の新しいNPO法が施行されますと、窓口が地方自治体に移ることになりますので、財政措置の議論なども今後、当然出てくるだろうと思えます。現状では予算化できないということがあるのでしょうかけれども、今後、予算とか機構定員を含めて対応しなければ、地方でも議論・対応できないということですので、

この文章はそのまま残してございます。

それから、上の（２）で削ったことにあわせて、下の方に、「市民活動に重大な影響を及ぼしうる情報（NPO法人の認証や認定の取消し）」といったものは、行政がしっかり責任をもって開示する必要があるということを追記させていただいてございます。

それから、３ページ目の左で赤枠囲いをしております。ここについては、松原主查の方から、認定NPO法人はポータルサイトで情報公開を義務付けて、それを認定基準とすべきではないかという御議論をいただいております。ここについては、認定要件が従来より厳しくなるのではないかという意見もありますし、議論のポイントだろうと思っております。全体的に情報開示を義務付けるかどうかというのは、皆様方の結構大きな論点になるかと思っております。

その下の、社員を閲覧の対象外とするのかどうかということでございます。ここも、役員の氏名は公開、住所非公開、社員は氏名、住所とも非公開でよいという議論。それから、松原主查の方からは、社員のみ閲覧可能として電子化すべきではないという意見をいただいております。一方で、行政サイドとしては、どういう人たちがいるのかという名前を、例えば暴力団みたいな方を入れなくて本当に大丈夫なのかということは当然心配になりますし、公益社団、財団並みの情報公開は必要ではないかといった議論は当然あるかと思っております。

それから、４ページ目は、電子ファイルでの提出を認めるべきというのが最初の丸でございます。それだけではなくて、CSV形式のダウンロードとかAPI経由でのアクセスができる。自由な利活用ができるような仕組みというところまで踏み込むべきだということで書いてございます。

ここに関連して、電子ファイルでの提出を義務付けということ結構言われておりますが、行政府に義務付けたときには、今、認証の業務が市町村におりていますけれども、市町村がそういうことまで対応できるのかどうかという問題がありますし、例えばNPOに義務付けるときには、これは委員の方々からもいろいろございました。小規模なNPOで、そこまでできない人たちも結構いますよという議論がございまして、この辺をどう考えるのかという実態の問題があるかと思っております。

それから、会計基準ももう一つ大きな問題でございまして、NPO会計基準をどう位置付けるのかということでございます。

その際に、杉野委員からいただいておりますが、事業部別の内訳はしっかり出すべきではないかという議論もあります。これは、後で資料２の方でもいろいろなコメントをいただいておりますが、そこまではなかなか大変だという議論もあれば、これは必要だという議論もございました。

その次の事業報告についてですが、ここも議論が分かれておるところでございまして、松原主查の方からは、一定の共通電子的フォーマットに書き込むことを義務付けるとともに、団体の創意工夫を推奨するという議論。それから、フォーマットは任意にすべきだと

いう議論もございます。

次の5ページ目では、今後、データベースを整備するに当たって、どういう形がいいのかというところ です。

行政は、基本的に新しいことはやらないで、民間の自由な取組みにゆだねる方がいいという a を積極的に言われた方は余りいらっしゃらないのですが、ニュアンス的には a という方も若干お見受けしましたので、この辺は議論していただければと思います。b という案の方々が結構多かったように思っております。

ここも右側の方、入力主体と入力の義務付けということが書いてございます。

2番目のポツですが、井上委員と杉野委員の方からは、NPO法人自らが入力することが必要だということ。

その次の3番目のポツ、杉野委員から、データ入力は法による義務化が必要だという意見。

それから、田尻委員は、インターネットで開示する旨、事業報告書等を規定に盛り込め。これも同じようなこと。

次、佐藤委員は、NPO法人自らが入力する情報は、国が管理すべき情報ではなくて、国としてはフォーマットだけでいいのではないか。もしくは、国が管理しないで民間に任せろ。

それから、田中委員の方は、NPO自身の入力は疑問がございますと。信頼性の担保は実際に困難ですという議論。

それから、杉野委員の方は、入力する項目、法人の負担が重くなりますよといった議論をいただいております。

これは、一番下の入力された情報についての責任等ということで、左の方の赤字で追加しているのは、井上委員の方からいただいて意見をそのまま入れております。「開示された情報についての責任は法人にあることを明確にするとともに、認証や認定の取消しなど」という形で書いておりますが、この辺の責任の方をどうするのかということがございます。

例えば、NPO法人の虚偽の情報が掲載された場合に、それで損害を受けた人たちが出る場合、その訴訟が起きることもありますが、その辺をどういうふう考えていくのか。これは具体的な課題として考えていく必要があるということでございます。

それから、5ページの真ん中辺りに、PSTによる絶対値基準の導入というものが今後予定されておりますので、こういったものがこの基本情報のフォーマットの中でわかるようした方がいいということを明記させていただいております。

それから、安全・安心の観点からということでDVシェルターの話がございましたが、この辺は田尻委員のコメントですが、要はNPOの判断で公開、非公開を選択できるようにした方がいいということを盛り込んでございます。

それから、6ページ目でございますが、最新情報のアップ・デートということで、ここはこの前も提示していただきましたが、要はIDとかパスワード、更にその先にあるオー

プランIDといったものを検討すべきではないかという話でございます。

(3) 苦情も、消費生活センターに任せるべきだという議論が結構多うございましたので、この辺は消費生活センターなどが中心になって情報を提供するということ。

それから、内閣府とか都道府県は、取り消しのような、今後、市民活動に影響を及ぼすような情報について開示するという事だけに、とりあえずとどめてございます。

(4) は、まさにこれからどういう形で発信基盤を促進する仕組みを効率的に構築するかということで、CANPANなどの例をいただいております。助成金のインターネット申請といったものを民間ベースでやるのか、先ほどの議論ですが、義務付けるところまでやるのかということもあろうかと思えます。

次の7ページは、内閣府の新しい公共支援事業について、総合的にリンクではなくて、そこから発信をきちっとしていくという話です。残念ながら、これは前もちょっと申し上げたのですが、統一的な、一元的なサイトを構築するだけの予算が付かなかったものから、この2年間は、この新しい支援事業については、とりあえずリンクするだけで対応するしかない。

むしろ、この情報ワーキングの提言を踏まえて、新しいデータベースをどういうふう構築していくかというところにいろいろな資源を集中して行って、当面はトライアルという形でいろいろな講習などと兼ね合わせながら発信していくというのが現状の範囲でしかないということでございます。

一番最後は、池本委員の意見をいただいて、公開するという事をより推進することを盛り込んでございます。

次、資料2の方は、今までいただいた意見を踏まえまして、結構盛りだくさんに新しい項目も含めて盛り込んでございます。この辺ができるかできないかということですが。

まず1つは、必須項目と任意項目の区別を設けるかという議論がございました。それから、NPO法人と認定NPO法人で分けるという議論もございました。それから、ある一定規模のNPOだけに限定して、小規模のところはいいのではないかという議論もございました。ということで、今回は必須項目、任意項目という形で分けて組織のところは提示してありますが、次のページ、財務情報で、どれが必須項目になるのかということは、我々の方でも見当が付かないところがございますので、入れてございませませんが、この辺も議論かと思えます。

1ページ目のフォーマットの主なポイントを申し上げますと、だれがどういう形で入れたのかというのははっきりした方がいいということで、報告の年月日とか報告者の氏名、その肩書まで入れるかという問題がありますが、そこを盛り込んでございます。

それから、所轄庁を入れれば都道府県は要らないということで、所轄庁にして、主たる事務所に何県何番地、それから住宅・事務所は複数書き入れられるようにする。

それから、事務局長は要らないのではないかというコメントをいただいております。

それから、主たる活動分野、事業概要は、後ろの方ともダブるので要らないのではない

かという意見をいただいております。一方で、詳細を伝えたい団体がPDFでアップロードできるようにしたらどうかという意見がございました。

それから、ホームページとかメールアドレス。メールアドレスは、スパム被害といったものも考えながら対応しなければいけないという指摘をいただいております。

それから、この欄の中に、例えばライブ情報みたいなものをもっと入れるべきだという意見を池本委員からはいただいております。

一番下には、認定という項目を改めて入れておりますが、PST認定という書き方が、非常に申しわけございませんが、従来のいわゆる寄附額で認定するPST、それから絶対値基準、条例指定、仮認定といったものが今後出てきますから、こういったものを追加情報として入れております。

そのほかに、法人名称の変更、合併の経緯、こういう履歴がわかるようにした方がいいのではないかと御指摘もいただいておりますが、この辺、相当な容量になることもあって、どこまでやるのかという問題もあります。

2ページ目は、財務情報でございます。

大きな意見は、人件費を分けろという意見をいただいております。この辺、一応整理した上で公開とさせていただいております。

それから、貸借対照表も整理させていただいております。

そのほか、どういう会計基準をとっているのかがわかるようにするとか、監査の実施がどういったものがされているかというのがわかるような形で、今回とりあえず盛り込んでございますが、全体的に結構盛りだくさんの内容を盛り込んでございまして、どの辺までが実際対応できるのかということも含めて御議論いただければと思います。

とりあえず、以上です。

○松原主査 ありがとうございます。大量の御意見をこの短い期間にとりまとめていただいて、ありがとうございます。

今から議論という前に、我々、3月までに到達しなければいけない結論・目標がございますから、田和参事官の方に、あと何回ぐらいかというのと、それからどういうことをやらなければいけないかという最低限、スケジュール的な感覚を今お話いただけますか。

○田和参事官 今、2月後半にこのワーキングの上にある専門調査会が予定されている。まだ日程は確定しておりませんが、そういう予定になっておりますので、一度、中間報告なり状況報告を、松原主査は専門調査会の委員でもございますので、やっていただければどうかと思っております。

2月にそれがあって、3月末までにはということなのですが、3月のどこかのタイミングで推進会議に最後は上げていかないといけませんので、今日議論をして、あと専門調査会の前に一度議論をして、今日、どれぐらいまで議論が収束するかにもよりますが、2月前半に1回やって、2月後半から3月上旬ぐらいまでには1回か2回やって、推進会議に報告ができるようにするという感じかなと思います。

○松原主査 あと、パブリックコメントを受けろという意見が出ていたと思いますが。

○田和参事官 パブコメというのは、実は松原主査の方からコメントをいただいて。

○松原主査 私だけですな。

○田和参事官 是非パブコメをやったらどうかということで、この辺はまさに今日の委員の方々の御議論によって決めていただければ、法定したパブコメではございませんので、實際上、2週間ぐらいかけてやれなくはないと思っております。

ただ、今日の議論でどこまで収束するのか、どういったバージョンでパブコメに出すのかということとはちょっと御議論いただいて、ある程度姿がまとまってからパブコメを出すのか、それともある程度議論が分かれていますという形で出すのか、その辺もちょっと御議論いただければと思いますけれども。

○松原主査 ありがとうございます。今、スケジュール感、3月の最後までにまとめればよいというわけではなしに、推進会議も多分3月中下旬だと思いますから、3月中下旬には出せるようにしなければならぬということで、余り日はないという中で、今日、結構分量が出てきています。

それで、皆さんも今日初めて見たものだと思いますし、私も初めて見ましたから、今日これをまとめていくというのは結構大変なのですが、基本的には資料1、2をまとめていくということで、2月後半に専門調査会がある。その前にもう一回やって、専門調査会に中間報告を出せるようにしていく。その後、1回か2回やって、最後の最終報告が出せるように持っていく。まとまらなかったところは、それはなしという話になっていくと思いますが、まとめるところをまとめていこうという話でしていきたいと思っております。

議論をしていきたいと思うのですが、皆さんの意見は資料1、2に事務局の方で大体盛り込んでいただきましたけれども、別途、資料として資料3、4、5を戎井委員と田尻委員と町井委員から出していただいています。せっかく資料を出されたので、戎井委員、それから田尻委員の分は吉田さん、町井委員。ポイントだけ済みません、短いですが、3分以内で。あとは、議論の中で御意見をいただいてということで、では戎井委員からお願いします。

○戎井委員 戎井です。

提出させていただいた資料は、1つは、医療法人における事業報告書の様式。これは、医療法人が行政に出すときに、こういう形で出ささいと定められて、それにのっとって各法人さんは提出しています。

2番目、NGO連携無償資金協力の方は、NPOさんが監査を受ける場合とか、あるいは補助金で事業を実施する場合の報告書の様式が、手引ということで出されております。

3番目は、いろいろな法人があります。その法人の種類と会計基準の適用状況をちょっとまとめさせていただいております。

3分という短い時間ですので、さっとお話させていただきたいと思っております。

まず、①の医療法人ですけれども、見ていただいておりますけれども、大体フォーマット

は固まっています。ただ、その中でどういうふうを書くのか。該当がないところは書かなくていいということでもなくて、大体該当があるところです。役員、評議員の名前も書くようになっております。

それから、(7) その他ということで、フォーマット以外で、追加で書くようなことがあれば書いてくださいと。いわゆるアピールあるいは特別な事情があれば書いてくださいということも書かれております。

それから、意見に出しました、いろいろな施設をつくったとか、あるいは社員会、評議員会の開催日とか、こういったガバナンスについても記載するようになっております。これは(4)ですかね。社員総会、評議員会議決、または同意した事項も書くようになります。

様式の最後、様式5 監事監査報告書。従来、監事監査のひな形ということでお話ししておりましたけれども、NPO法人も監事監査を受けているところが多いのですが、どうも監事監査報告書を作成するところまで至っていない法人もあるようですので、報告書をつくるに当たっては、こういうひな形を出していただければ監事さんも作成しやすい。実際やっていることを報告書にまとめて、法人の方に提出するということがやりやすいのではなかろうかということで、参考として提出させていただきました。

次に、外部監査の手引。これは外務省さんがつくられて、法人監査あるいは補助金のときに、この手続にのっとってやってくださいという手引です。

一部NGOでやっている法人さんも当然あります。ですので、会計士からすると、法人全体の監査は視点が若干違うかなというところはありますけれども、例えば補助金のプロジェクトごとのやり方というのは、この報告書でもいいたらうなと思っております。ですから、「新しい公共」のいろいろな補助金で実施する事業についての報告書も、その様式等は参考になるのかなと思っております。

それから、最後の1枚物ですけれども、法人の種類と会計基準の適用状況です。

基本的には、どちらの法人においても、法律でこの会計基準を適用しなさいという定めにはなっていません。通常は、一般社団・団法人等の条文でも、「一般社団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」とか、医療法人においても、「医療法人の会計は、一般に公正と認められる会計の慣行に従うものとする」ということで、こういう定めです。

では、どの基準を使うかということ、公益法人、一般社団あるいは公益社団、財団法人については、公益認定委員会が、認定を申請するのであれば、この基準を使いなさいよという規定の仕方をとっています。こういったところは社会福祉法人も同じで、そういう通知で基準を適用しなさいということになっています。

株式会社、独立行政法人も同じような形なのですが、株式会社は一言、企業会計という企業という文言が入っている。独立行政法人も、原則として企業会計原則によるものと、企業という文言を入れている。この辺りが非営利法人と、営利目的等あるいは株主のため

の会計の目的の法人との違いが、この企業という文言の違いになっているところです。

独立行政法人、株式会社は営利目的とは言えないのですが、企業会計、企業という文言が入っているがゆえに、企業会計が変わると同時適用しなければならないといった縛りも出てくるということで、非営利のところはそういう企業という文言は、会計基準は進んでいますけれども、追加で記載する必要はないと私は個人的にも思っております。

ただ、NPO法人会計基準を適用していただくためには、何らかの通知なり、あるいは認定をとるのであれば、そういった基準をとらないといけません。あるいは寄附を求める、あるいは寄附をされる方々が、寄附の条件として、そういうNPO会計基準を適用することを求めるというやり方があるのかなと思います。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。戒井委員には、前回お願いして、ほかの監査報告モデルをということで出していただいたということで、お手数かけました。ありがとうございました。

では、引き続き、資料4について、田尻委員の代理の吉田さんの方からよろしく申し上げます。

○吉田代理 日本NPOセンター、吉田と申します。よろしくお願いたします。事前に御提出させていただいた資料で、割と多くの部分を論点整理の修正という形で取り入れていただきましたので、ポイントだけ御説明したいと思います。

資料の2ページの中段の下なのですが、内閣府と都道府県が協力して、閲覧情報を一元的に市民やNPO等が利用しやすい形で公開できるよう、現行のNPOポータルサイトの機能の改善などを推進するとありますが、ここに対して、今、所轄庁はそれぞれでそれぞれが認証した法人のデータベースや一覧を作成、サイト上で公開もされていますけれども、基本的には認証の受付から情報開示までの事務フローというのは恐らく同じだろうと思います。また、将来的に情報の一元化、一元的なデータベースでの検索というのを考えると、これは内閣府さんの責任の上でということになるのかどうかわかりませんが、その辺りを共有できる共通のインターネットのシステムをつくった方が効率的なのではないかと考えております。

2点目ですけれども、3ページに移りまして、2つ目の囲み、「『NPO法人会計基準』では明確にされていない、『定款で定められた事業別の内訳の提示』を同基準の中で義務付けるべきではないか」という論点が出ております。これは、別紙の方にも関係してきますけれども、定款で定める事業項目というのは非常に大枠のものでして、恐らく多くのNPO法人は必ずしもそれに基づいた区分をしていないのではないかと思います。

ですので、これをするとすると、新しい作業が発生するということになります。その手間の問題。

あと、実質的に寄附者の方とか、もしくはそれ以外のNPOのステイクホルダーにしても、定款で定められたかなり大枠の事業の区分でされた会計の内訳を見ても、余り実態が

わからないのではないかと考えますので、ここを義務付けても、作業量の割には有効なものにはならないのではないかと感じております。

あと、その下ですけれども、インターネットでの事業報告書の公開が義務付けとなってきた、もしそれが所轄庁の作業量を増やすことになってくると、スキャンしないといけなくなるのが具体的に出てくると思います。

例えば日本NPOセンターの事業報告書は、50ページ以上あるのですが、それをスキャンしろというのは手間、大変というのは確かにあると思います。だからといって、事業報告書をシンプルに1枚物でわかるようにしてくださいというのは本末転倒ですので、一度取組みがあつてうまくいかなかったという指摘もありましたが、電子ファイルでの事業報告書の提出というのをあわせて認めるべきではないかと考えております。

例えば公益認定の申請は、98%程度が電子申請というデータもありますので、これはやりようによっては可能なのではないかと考えております。

次の4ページ目ですけれども、「DVシェルター等情報公開にセンシティブな事業活動を行っているNPO等については、その旨を明らかにすることで」書き込みをしないことができるようにしてはどうかというのが原案でありましたけれども、そもそも自主的な開示ということは、あくまでも自主的なものですので、そういう「書き込みをしないことができるようにしてはどうか」というのは、表現としてちょっと違うかなと思いました。

あと、この団体は情報開示に積極的ではないなということがわかること自体も、寄附者などにとっては有効な判断基準になりますので、例えば事業報告書と会計報告は、現行NPO法でもNPO法人に提出が義務付けられているものですが、これだけはインターネットでも開示するとして、そのほかの情報については、団体の意思によって非公開を選べるようにするというのも、有効な方法ではないかと考えております。

最後ですけれども、5ページ目の一番下、新しい公共支援事業と関係がありますけれども、支援事業の予算で、各都道府県の中ではデータベースの整備とか情報発信基盤の構築などを計画として考えていらっしゃるようなところがあるようだと聞いております。またそこがばらばらに、それぞれの基準で新しいサイトをつくるようになってくると、情報が散逸する危険もありますので、そういうところとはうまく連携して進められるように、早い段階でこのワーキングの議論とかアウトプットについては、周知徹底するべきではないかと考えております。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

では、町井委員、お願いします。

○町井委員 私の方からは、1枚めくっていただきまして、情報開示と発信基盤の論点整理のイメージ共有に向けたCANPANの取組みと具体的事例ということで、資料を提出させていただきます。

その前に、資料2の一番上の私の意見のところ、「青文字部分を必須とする」と書いて

あるのですが、ここは「青文字部分は必須にしない」というのが、私が提出させていただいた意見かと思えます。

それでは、私の方から提出資料の方を説明させていただきます。

まず、実現イメージということで、3ページから書かせていただいているところですが、やはり今、吉田さんの方からお話がありましたとおり、1つの基本情報そのものはどこかで統一すべきではないかというのが、この図の趣旨になっております。

基本情報を民間側のサービスを提供する中間支援組織などの団体が使えるようにさせていただいて、そこにいろいろな付加サービスをそれぞれの団体が付けていくということが、論点整理に当たっての基本的考え方の効率性のところにも書かれております好循環を生み出すためには必要なのではないかと考えております。

まず、これがファーストステップとして、基本情報をそれぞれの団体が使えるようなものにする。一方通行でいいと思うのですが、2ページ目で、将来的にこれはオープンIDという技術を使いながら、1つのところに登録すれば、その情報がシェアリングされていく仕組みというものが、NPOにとっては一番利便性が高いシステムなのではないかということで書かせていただいております。

それぞれ多分課題はあるかと思いますが、将来的に私どもの日本財団でも、100%、インターネット申請しか受け付けないという状態に持っていくことを考えていることもありますが、インターネットでNPO側の負荷を軽減していくことも非常に重要かと思っておりますので、かなりの軽減が図れるのではないかというイメージになっています。

続きまして、7ページ、具体的イメージの中で開示の部分ですけれども、利用者にとって有益な情報にするためには、充実した情報の整備というものが必要と指摘する一方、仕組みそのものは必要なのですけれども、そこにはインセンティブが働かないとだめだというのがございまして、私どもの方でインセンティブの一つとして、インターネット申請を100%必須としたり、あるいは宮城県、京都府、島根県といった助成機関の皆さんにもCANPANの団体情報を活用していただいております。

9ページ目、島根県さんの事例を挙げさせていただいているのですけれども、CANPANに団体を登録して、情報開示度が星印で出ているのですが、一定の基準を満たしている団体に関しては、その団体の情報を申請書のところから省略できますという取組みが進んでおります。

こういったことは、提出を求める側としてはささいなことなのですが、提出する側にとってみれば、非常に大きな資源・労力の軽減につながることもありまして、助成金を出す助成機関がネットワークを組んで、こういった省力化を進めていくのが非常に重要だろうと考えております。

あわせて、11ページ、12ページの辺りは、自主登録を促す仕組みとして、社会から共感を得るためのブログサービスとか、あるいは我々の方で提供させていただいているクレジットカードの決済機能をブログと一緒に付けることによって、そこに寄附してもら

えるチャンスを広げていくということが実際に起こっていますので、こういったものが必要ではないかと考えております。

こういったもののベースとなるのが、先ほど4ページ目で書かせていただきました基本情報をベースとしたものになっているのではないかと考えております。

また、15ページから書かせていただいておりますのは、CANPANの民間の団体情報の項目として、今、情報提供できる項目をずっと挙げさせていただいているのですが、その中で色が付いている部分は、資料2の項目とそれぞれリンクした部分を提示させていただいているということです。

あと、団体情報の詳細の画面、16ページなどは、そういった意味で申し上げますと、自主的に団体が情報を出しているところが、情報開示レベルの星印が上がって、ここを上げていくことで自分たちの信頼が上がるのではないかと期待感とか、第三者がそれを認証しているというマークを付けることによって、自分たちの情報を能動的に出していかなければならないというマインドに、NPO自身が気付いていくような仕組みができるのではないかと思います。

19ページ以降は、インターネット申請の仕組みというものにリニアにつながっていると、団体情報をインターネットに出していかなければいけないということに積極的になっていくと思うので、こういった情報をいろいろな団体で連携しながらつくっていくというのが、民がNPOを支えていく仕組みをつくっていく上で重要ではないかということで、CANPANの取組事例を挙げさせていただきながら資料をつくらせていただきました。

一番最後に、CANPANが連携している15の地域のNPO支援センター様とデータベースを共有してこういったことをやっているのですが、こういったものが次の支援につながるという仕組みもございまして、ベースになるものとして基本情報が非常に重要かと思っておりますので、イメージを共有させていただくということで、CANPANの取組事例を御紹介させていただいております。

私の方からは以上になります。

○松原主査 ありがとうございます。

それでは、今みたいな御意見を受けて、今日は資料1と資料2を集中的に議論していきたいと思っております。今日は終わりが3時で、5分前ぐらいには終わりたいと思っておりますが、一通り行けるところまで行きたい。次回は、それを基にたたき台みたいなものを出せて、皆さんにきちんと意見がもらえるぐらいまでは行きたいと思っております。

まず、皆さん、ぱっと見られて、これに対して意見を出すというのは無理だというのは当然だと思います。私も今日初めて見たので、はっきり言って見切れていませんし、ちょっと私的なことで申しわけないですけれども、今日、午前中に眼科に行って、瞳孔を開く薬を受けたもので、今、実はよく見えないのです。皆さんの顔もよく見えないので、ひょっとしたら名前がわからないでそちらとなるかもしれませんが、そこはちょっと御勘弁いただいて。原稿もよく見えていないところがあるので、まとめていくのはちょっとしん

どいなと私も思っています。

今日はあらあらやった上で、落としたなという意見については、またメールでいただくということを前提に御議論いただく。言っている意味はわかりますね。つまり、少々飛ばしていてもいいから、とりあえず一通り全部なめてみましょう、行ってみましょう。皆さん落としたなと思っても、落とした点については、またフォローする機会がありますからということです。

まず、見ていただいて、赤字が入っているところ、もしくは修正されたところについて、それ以外のところについてでも構いませんから、御意見、異議があれば言ってください。なければ、一たんここは終わりということで落としていくという形で。もし異議があって、長く意見が続きそうだったら、そこはパスして次へ行きます。

資料1の1. 情報開示・発信基盤に当たっての課題、赤字が入っている下の4行について御意見がある方。これでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○松原主査 勿論、後で見落としたところがあれば、またメール等で御意見いただければと思いますが、1. 情報開示・発信基盤に当たっての課題については、第1次案はこれで終了ということにします。

2. 論点整理に当たっての基本的考え方で、御意見をいただいて赤字が入ったり、池本委員から提案いただいていますので、「即応性」「ライブ性」「緊急性」というのは何なのか、池本委員、ちょっと御説明いただけますか。

○池本委員 論点整理及び基本情報フォーマットに関する委員意見に詳しく書かせていただいているのですが、NPO等の情報開示の基本的な考え方というものがどのホームページに適用されるのかというところが、そもそも気になっています。

内閣府のホームページなのか、各都道府県のホームページに適用されるのか、それともモデル事業的に新しい公共支援事業に適用されるのか。その辺が私自身、きちっと理解し切れていないところがあるのかもしれないですけれどもあいまいのまま議論を進めていると思います。仮に内閣府のホームページを我々の議論に基づいて変えていくのであれば、前回の会議でもそれほどアクセス数が伸びていないという現状の中で、データベースが整理されたからといって、この新しいNPOの動き等が注目されるに至らないのではないかと考えています。

そういう意味で、インターネットのホームページのアクセス数がきちっと確保されたホームページをつくるには、CANPANとか、ほかのサイトも見たらわかると思うのですが、ライブ情報がきちっとアップされるような仕組みをつくっていかないと注目されないでしょう。

ただし、今回の情報開示の範囲がデータベースに限定されており、ガイドラインの目的が、単純にきちとした信頼性の高い情報を整備するということが目的なのであれば、よいと思います。「新しい公共」がどういう考え方なのかとか、新しい市民活動のリアルな現

状を伝えていくということまで今回のワーキンググループの趣旨に据えるのであれば、はっきり言うと現状の内容では物足りないのではないかなと思っています。

それで前日も、過去に私が内閣府の日本改革前線マップというものをつくった際の話でしたが、リアルかつアクティブな情報を紹介するようなものも、国としてやっていけないのではないかなと問題意識を持っており、民間とのすみ分けという話は当然あると思うのですが、やれるのであれば、そこまでやった方がいいのではないかなという意味で書かせていただきました。

仮に内閣府のホームページというのであれば、その中で、旬な情報をすぐにアップしていけるライブ性であったり、何かしら危機的なものであったり、緊急的なものがあつたときの情報が、そこに行けばわかるというものがあるといいのではないかなということで、緊急性ということも必要な項目としてはあるのではないかなと思って書かせていただきました。

ただ、今回の目的とずれるというのであれば、それは削除してもらってもいいと思います。

○松原主査 ありがとうございます。では、それも含めて、2. 論戦整理に当たっての基本的考え方、赤字で修正も入っていますが、御自由に御意見をいただけますか。

では、町井委員。

○町井委員 私も、こちらの情報の「透明性」、「信頼性」、「効率性」のどの項目に入れるのか、新しい項目に入るのかなと思っていますのが、ここで登録された情報を、先ほど民が使いやすいものにとということが挙げられたのですが、そういった利便性というものがその項目の中になくなってしまったなと思っています。

透明性のところに、「将来的には、法人格によらず」というのが最初のころ残っていたと思いますが、それが若干短くなっている中で、情報を活用する側の利便性といったものを、この基本的な考え方の中に是非入れておいていただければなと思いました。

私からは以上です。

○松原主査 どんどん御意見を。では、佐藤さん。

○佐藤委員 しつこいようですけれども、何のためのウェブか、何のための情報公開かというところからずれないようにいきたいと思います。そういった趣旨での発言でございませう。

もう一回確認ですけれども、公共を支える人や団体を増やしたり強くしたりするために、このウェブをつくろうとか、そのために情報公開をしていこうということだと思いますので、池本委員から御提案があつたような緊急性とか即応性が勿論あるにこしたことはないと思います。だけれども、NPOの立場からすれば、だれに向けた情報かということがはっきりしないと、逆に言うと、対象によって出すべき情報の内容とか表現の方法が変わります。ターゲットは全国民ですというのが、恐らく内閣府のデータベースでしょう。

となると、結論は、思い切り最低限の情報だけでいいのではないかなと思っています。それで、最低限の基準はどんなものかということ、これも初回の委員会で私が発言させてい

ただきましたけれども、寄附者にとって、もしくはボランティアにとっての安心・安全の確保に関するもののみ。

団体のグッドポイントとかプアーポイント、クレームがあった場合どうするか。そういった情報を開示すべき。それはいいと思います。それは寄附者の安心・安全の確保につながるので、国として管理すべきであると判断されていいと思いますが、国として管理すべきではない情報は、全部外してしまうことでいいのではないかと思います。フォローの仕方は、最低限情報を民間団体にダウンロードしやすい環境をつくることによって、あとは民間団体が好きにすればいいと意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○松原主査 佐藤委員、ごめんなさい、具体的にこの文章で言っていただくとどうなる。

○佐藤委員 もう、これでいいのではないかと思います。要するに、即応性や緊急性と書いてしまうと、それを載せないといけなくなります。義務が発生すると思います。なので、義務までしなくていいと思っていまして、具体的に言うと年に1回の更新でいいのではないかと思います。

○松原主査 つまり、池本委員の意見は要らないということですね。了解です。

○佐藤委員 そうです。入れると義務になってしまうと。

○松原主査 皆さん、なるべく具体的にいきましょう。

ほかに御意見は。佐藤委員、利便性については何かありますか。

○佐藤委員 これも民間でいいのではないかと思います。利便性というのは、対象によって変わると思います。

○松原主査 はい。この2. のところで、ほかに御意見は。

池本委員、今の佐藤委員の意見に何か御意見はございますか。

○池本委員 今回のワーキングの範疇次第なのだと思うのですけれども、どこまでやるかということによるかと思えます。必要最低限のデータベースをまずそろえていくという意味であれば、含めなくてよいと思っています。最低限のデータベースの議論だけでないのであれば、目的によるところではありますが、逆にそこはこういう意見もあるよというところで判断していただければいいと思っています。

○松原主査 了解です。では、少し先に進みながら、その辺り。具体的な情報のときにもう一回出てくると思いますので。

ただ、基本的には、2. についてもこれで。池本委員のは、後の話で復活する場合はあれば復活ということで、今のところは保留ということによろしいですか。

○池本委員 はい。

○松原主査 続きまして、2の(2)官・民の役割分担を明確にする。これに関しまして御意見のある方。

では、田中委員。

○田中委員 田中です。苦情の処理に関する主体については、私は本当に消費者センター

でいいのかなということの意見を申し上げたのですが、ピックアップされていなかったの
で、あえてここで申し上げます。

苦情に関しては、勿論NPOが財やサービスを売った場合の苦情もありますけれども、
例えば寄附者や設立者が借入れというか、貸したお金とか寄附を返してくれという苦情
は結構多いのです。こういったものも、本当に消費者センターで対応できるのかどうかと
いうのを勘案した上で、全部そこを任せられるのかということを議論していただけたらと
思います。

○松原主査 田中委員、ごめんなさい、具体的に言うとどうすればよいと。

○田中委員 これ、消してしまっていますけれども、大丈夫ですか。復活ではないですけ
れども、責任の所在というものはどこかで明確にしておく必要があるのですけれども、削
除したとおっしゃっているので、いいのかなと私は思います。

○松原主査 この赤の削除がいいのかなということですね。

○田中委員 はい。

○松原主査 では、田和参事官の方から。

○田和参事官 ここの議論は、実は官・民の役割分担を明確にするということで、民間が
何をするのかということで結構いろいろな方々からコメントをいただいたのです。それで、
特に民の方が非常に過重な負担になって、自分たちがこういうクレームが来たよと、一々
全部発信なんてできませんねという話で、(3)の一番下のところに、いわゆる取り消しと
かは、行政がしっかりと責任を持って情報開示するところに引っ越したというふうに。

○松原主査 では、田中委員、(3)に引っ越すということでOKですね。

○田中委員 はい。

○松原主査 (3)にも関わってくるのですが、田和参事官に田中委員の質問に関して言
うと、寄附を債権者に返してというのも、引っ越した文章でカバーできているという考え
でよろしいですか。

○田和参事官 カバーしているというよりは、大分縮小しているのですけれども。つまり、
今申し上げたように、これまで議論させていただいたのは、最初は中間支援組織にいろい
ろ苦情が来たときには、それを適切に行政にも情報提供すべきではないかという提案だっ
たわけですが、そういうことを法定すべきだとか、實際上、実務的になかなか難し
いとか、結構いろいろな議論をいただきました。

いわゆる情報公開の外で出てくるいろいろな苦情について、どう処理するかという話な
ので、そこまで議論のターゲットを拡大していくかどうかという問題があるので、後ろの
6ページの(3)市民の安心・安全確保のための情報連携というところにございますけれ
ども、当初は、具体的に苦情が出てきたらどうするかというのを、ある一定の基準を設け
てやるべきではないかという議論があったのですが、いろいろな議論をいただきましたの
で、最低限のところだけ押さえるということで、下のポツに、まず消費生活センターなど
が中心になってやりましようね。

イギリスは、鶴尾さんからの御指摘だと特別な機関があるらしいですけれども、日本の場合は、当面は消費生活センターがこれまでの体制の中でやるべきではないかという御意見をいただいているので、ここの文章の形で対応してはどうかということで、いろいろな御議論をいただいた上で、ある程度コンセンサスが得られそうなところを書いてあるということでございます。この後の議論はわかりませんが。

○松原主査 田中委員の今の議論は、多分6ページの(3)のところ議論していただくところかなと思います。よろしいですか。

○田中委員 はい。

○松原主査 それ以外に、(2)官・民の役割分担を明確にするに御意見がある方。

吉川委員。

○吉川委員 今のところに関連してなのですけれども、「市民活動に重大な影響を及ぼしうる情報」と言うのは、とてもあいまいです。括弧付けで、「NPO法人の認証や認定の取消し等」とありますが、これであれば、「NPO法人の認証や認定の取消し」のみにすると限定してしまった方がいいのかなという気がしますけれども、いかがでしょうか。

○松原主査 ごめんなさい。(3)の方ですね。今、(2)をやっているのですが。

○吉川委員 そうですか。今、下に移ると。

○松原主査 (2)を先に決定します。それは、とりあえず(3)で扱うということで、今は(2)をやってよろしいですか。

○吉川委員 はい。

○松原主査 (2)の方、何かありますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○松原主査 では、(3)で、今、吉川委員の方から、「NPO法人の認証や認定の取消し等」の「等」を削るということですか。

○吉川委員 「等」を削るのもそうですけれども、「重大な影響を及ぼしうる情報」と書かれていますけれども、それがあいまいですので、そうであれば、この2つに限定した方がいいのではないかと思います。

○松原主査 2つに。ちょっと田和参事官にお伺いしたいのですが、この「市民活動に重大な影響を及ぼしうる情報」は、どういうものをイメージされていたのかというのを。

○田和参事官 この中なのです。行政にとっては、限定していただいた方が楽ではあるかもしれませんが、むしろ、行政サイドの委員の方々から聞いていただくと。

○松原主査 では、ほかの行政サイドからの。

田中委員。

○田中委員 働いているところが行政っぽいところなので。これは、新しい認定制度のことも勘案しますと、予期せぬ問題というのはいろいろ起きますので、何々等というのはいかにも役所言葉ではあるのですけれども、ここを外してしまうというのは、私はリスクが大きいと思います。あった方がいい。

○松原主査 それは「等」の中身として、わからないけれども、「等」は入れておいた方がいいという御意見。

○田中委員 そうです。

○松原主査 ほかに今の件に関して御意見。「市民活動に重大な影響を及ぼしうる情報」というのは、削っても構わないということですね。

○田中委員 入れた方がいいのではないかしら。何のことだか。

○松原主査 吉川委員からは、これが何のことかよくわからないので削った方がいいのではないかと。田中委員の方は、整理すると、何のことかわからないけれども、入れておいた方がいいのではないかとということですね。

○田中委員 はい。例えば認定制度を悪用するようなことが、マスコミ等々でいろいろ言われていますけれども、新しいチャレンジングな制度でありますから、いろいろな方法でいろいろな活用のされ方をすることは考えられますので、私はここはリスクヘッジをしておいた方がいいと思います。

○松原主査 ここはいろいろと御意見がある。

では、杉野委員。

○杉野委員 先ほどの、生活に「重大な影響を及ぼしうる情報」ということについて、行政としては限定された方が運用しやすいというのは確かにそのとおりでございます。ただ、NPO法人の認証や取消しに係るものは、NPO法において要件が非常に限定されている。それに対して、実際には、NPO法に関わらない、個別のいろいろな違反に当たりそうな事例についての苦情が非常に多いという現実があります。

ですから、括弧の中のNPO法に基づく違反事例だけに限定してしまうと、市民活動に重大な影響を及ぼし得るものに、実際にはほとんど対処できないということもありますので、この辺は個別法の所管とうまく調整していかなければいけないだろうと思いますけれども、「等」という形で含めて検討すべきではないかと思えます。

○松原主査 ありがとうございます。

この点について。では、吉川委員。

○吉川委員 おっしゃることはごもっともで、それはよく理解できるのですが、それでは行政が責任を持って情報開示をするということの判断は、何をもってして判断するのかというのが明確でなければ、「等」の中にいろいろなものが含まれてくるということですね。その辺の議論がなくて、リスクヘッジを図るといっても、明確にでき切れないなという印象がありますが、いかがでしょうか。

○松原主査 いかがでしょうかという、田中委員、杉野委員、またほかの委員の方でも。

では、吉田さん。

○吉田代理 私は、「等」を外すことに賛成します。ただ、この2つが適正かどうかというのは、今の段階でお答えできないのですが、いずれにしても「市民活動に重大な影響を及ぼしうる情報」で行政が責任をもって情報開示する範囲というのは、限定的に明記

するべきではないかと考えています。

○松原主査 ほかに御意見を。では、金子委員。

○金子委員 私も限定的に明記した方がいいと思っています。というのは、所轄庁の立場から言うと、「市民活動に重大な影響を及ぼしうる情報」で、行政が責任を持って開示できるものというのは、認証とか認証の取り消し、あるとすれば改善命令くらいだと思うので、それ以外の、例えば双方からの苦情とか、どちらが合理的な判断かというような一方的な情報に関して、我々行政としてはなかなか判断しづらいところがございます。

○松原主査 行政の方の御意見が。

では、どうぞ杉野委員。

○杉野委員 限定的にすべきであり、範囲を明確にすることは本当に必要だろうと思います。ただ、その範囲はしっかり定めるべきだと思いますけれども、NPO法の範囲だけでいいのかということは、よく考える必要があるのかなと思います。個別の法に基づく、生活に関わる「市民活動に重大な影響を及ぼしうる情報」について、これは管轄ではないから知らないということで我々は許されるのかという疑問は、常々感じているところであります。

ただ、現在はそこまで権限を持っていませんから、できないという現実もありまして、逆に言うと、範囲を明確にさせていただいて、その中でやるということが大事かと思えます。

○松原主査 ここは少しペンディングにしようかなと思っておりましたが、特に今、意見を言っておきたいという方はおられますか。この点については、今、2つの御意見をいただいて、3つになるかなと思いますが、ここはペンディングということで。

それ以外に、(3)制度改正等の実現時期と歩調を合わせつつという文章の、一番下の2つのポチ以外のところで御意見のある方。ここは、特に都道府県の予算のことであるのかなと。ありますか。では、杉野委員。

○杉野委員 井上委員から意見が出されておりますが、基本的にそのとおりでと思います。確かに都道府県がこれから予算化していくといった取組みは、行政として必要になってくるとは思いますけれども、この中で「改正後のNPO法の施行に当たり」ということで、今、認定事務の地方移管について、それを実際に地方がなし得るのかどうなのか。

実際にできるようにするために、例えば人の手当てとか予算の手当てについて、国は移管に当たってどういうふうに措置するのかということで、国側と地方側、地方側は全国知事会が窓口となって、議論、意見交換をしているところです。その中で、地方がやるべきだと言うだけではできないのです。できないところにやるべきだと言っても実効性がないので、ちゃんとやるべきところができるような措置をしていただくということが大事だろうと思います。

ここは逆に言えば、そういうことができるように、国としてもそのことについて責任を持って措置するといった趣旨を含めていただけるとありがたいなと思います。つまり、今までの認定事務の移管の積算だけではなくて、この情報開示に係る新たな事務量に対する

国の予算措置についても、お願いしたいと思います。

○松原主査 具体的にしたいのですが、今言った、情報開示についての国の責務を、つまり予算措置等を図るべきということを入れて、なおかつ、このほかの関係機関、地方自治体は残してもいいだろうという話なのか、関係機関という文章も削ってしまえ。国のだけを入れましょうという話なのか、どっちなのでしょう。

○杉野委員 関係機関において必要な予算・機構定員等の準備を行うことができるようにするために、政府においても、その措置をすると。文言はうまくできていないのですけれども、そういった趣旨で修正をお願いしたいと思います。

○北池課長 私からよろしいですか。

○松原主査 ちょっと待ってください。できれば金子委員にも御意見を聞いてから、むしろ北池さんにお話を聞いた方が多分いいのかなという気がしますので、金子委員も是非御意見をいただけますか。

○金子委員 私も杉野委員と同じ意見で、先ほどの田和参事官の説明では、窓口が自治体になるので財政措置が必要だろうということを書いたというお話だったので、それはそれで文章としてはそうなのかなと思いますけれども、杉野委員が言われたように、国として責任を持っていただきたいという内容は、是非盛り込んでいただければと思います。

○松原主査 国としての担当の市民活動促進課の北池さん、お願いします。

○北池課長 今の関係機関の考え方でございますけれども、あくまでもNPO法を改正するわけで、国が関係機関でなくなるとは思っておりません。当然ながら法律の所管の問題もございまして、国が関係機関であることは変わりないと私は認識しております。そういう意味で、この記述でも、国・地方公共団体が関係機関になって対応を考えていくものではないかなと考えております。

○松原主査 ということは、三者の意見をまとめれば、国と地方公共団体がこの概念の中に入っていればいいということでしょうか。関係機関が明確化されていないので、地方公共団体としては非常に不安であるということですね。そこにちゃんと国という文言が入っていることが明確であればよろしいということですね。田和参事官もよろしいですか。

○田和参事官 はい。

○松原主査 ほかに(3)でありますか。では、(3)の「重大な影響を及ぼし」ということについては少しペンディングということで、それ以外はこれでOKということで、関係機関については、明確化するという事です。

続いて、3. 情報開示・発信基盤整備に当たっての論点と対応の方向の(1)－1 NPO法人に関する閲覧情報のインターネットでの開示について、2ページ、3ページですが、どこまで義務付けるかということも入って、認定基準の話も入ってきますが、これについて御意見。

では、田中委員。

○田中委員 これは松原主査もおっしゃっているし、私もほぼ同じような意見なので、あわせて申し上げますと、そもそも認定制度というのは、P S Tのところに関しては改正されましたけれども、それ以外のガバナンスや情報開示については、従来どおり変えないということでありました。

この文章が入ったときに、私はそそっかしいのかもしれないですけども、あたかも情報開示に関する基準も緩和されたかのように見えてしまったのですが、これはあくまでも従来どおりということでありまして、それから松原主査がおっしゃっているように、ポータルサイトにおける情報開示を義務付けることが、もし過度の負荷にならないのであれば、私もこれを機に進めた方がいいだろう、認定基準に含めるべきだと思います。

○松原主査 ありがとうございます。

御意見を。

○田中委員 済みません、具体的にという話なので。

○松原主査 皆さん、手を挙げた者勝ちですから。これは言うておきます。

では、田中委員。

○田中委員 この文章を少し変えるだけで済むと思うのですがけれども、情報開示をポータルサイト等々で行うことを義務付けと認定基準とすべきと、情報開示のところは今言った「ポータルサイト等」と入れておくのも一案かもしれないです。もし修正を入れるとすれば。

○松原主査 ありがとうございます。

御意見ありますか。

○田和参事官 ちょっと確認させてください。

○松原主査 田和参事官、その後、北池さん。

○田和参事官 今の御議論、幾つか整理したいのです。認定N P O法人になった法人は、ある一定の期間の後に情報公開をポータルサイトでやりなさいという理解でよろしいのかどうか。

○田中委員 そうです。

○松原主査 私は違ったのですけれども。

○田和参事官 ですね。

○松原主査 私は、認定を受けようとするところは基本的にという。認定期間中はというつもりで書いてはいるのですが、そこは。

北池さん。

○北池課長 基本的には、新たな認定制度における認定要件というのは、P S Tを除いては、同じものを想定しております。逆に、今おっしゃられることになると、現状想定しているものと違うものを付け加えることとなりますので、今までの議論と異なることとなり、そこは整理が必要ではないかなと思います。

○松原主査 北池さん、整理が必要ではないかなというのは、もうちょっと具体的に言う

とどういう作業が必要ということになるでしょう。

○北池課長 今までの税制のP Tの中の議論というのは、P S T以外は現状の基準を踏襲していこうという考え方で整理が進んでいるところでございます。ここの議論の中で、更に付け加えて基準を設けるべきであるということになりますと、その関係も含めて調整して結論を得る必要があると考えております。

○松原主査 では、田中委員。ほかの方も手を挙げてください。

○田中委員 済みません。では、どうしてこの文章があえて入ったのかがよくわからないのです。というのは、新たに認定基準を設けたようにこの文章自体が見えたのです。情報開示というものが、新たに認定基準とすべきというのを加えたように見えたのですが、この文章は従来どおりという意味なのですか。

○松原主査 北池さん。

○北池課長 御存じのとおりで、情報公開に関する件というのは現在の認定基準の一つでございます。ここの文章の意味がというのは、ちょっと私はお答えできかねます。

○松原主査 「これまで同様」と入っていますから、多分同様だと思います。

では、鵜尾委員。

○鵜尾委員 鵜尾です。済みません、私も十分理解できていなくて、確認のためにお伺いするのですが。

新しくこれが仮にガイドライン化されますと、N P O法人である以上は、財務情報に関しては政府に提出して、ポータルサイト上、開示されていくということが実現する。100%が目標です。ただ、中にはさぼる人がいるかもしれません。そのさぼっている人に関しては認定しませんよという状態が実現するということを行っているのだとすれば、そのままなのですけれども、それとは別に、更に事前にポータルサイト上、何か開示しなければいけないということを行わんとしているということでしょうか。そうではないのですね。

○松原主査 だれに確認なのでしょう。

○鵜尾委員 何となくアイコンタクト的には、松原さんの方を見ていたのですけれども。

○松原主査 私の方に。今、確認とされていた事項がちょっとわからなかったのですが。

○鵜尾委員 松原さんがおっしゃっているポータルサイトにおける情報開示を、認定申請の事前に義務付けるという意味は、具体的には何をさせるということなのでしょう。新しい制度になったときには、どちらにしても財務情報をN P Oは必ず政府に対して出さないといけない。ポータル上、開示されます。というものがもし実現したとすれば、それはクリアーであるということなのでしょう。

○松原主査 そうです。今は書類での情報公開だけですので、全体的にN P O法人の情報開示というのはどこまで義務付けられるかという議論とリンクしてくるのですが、N P O法人全体を、この文章の前提は、無理やりポータルサイトで義務付けられている情報を入力するのは難しかりょう。書類でという話にもなってくるでしょうというのが私の頭の中にあって。

ただ、それに関して言えば、認定を目指すぐらいの団体に関しては、ちゃんと電子入力ぐらいは義務付けましょうという話だと解釈しております。

○鵜尾委員 もしそうだとすると、全体として最終的に4万のNPOに何を入力させて、何を情報開示の義務とするのかという結論が出たところで、その裏返しで、認定NPO法人の認定とのギャップで、ここは埋めないといけないということを最初に決めればいいのかと思うのです。

○松原主査 おっしゃるとおりです。だから、ここはその前提があるので、それぐらいのものだと思ってください。ここはこれでよろしいですか。今は、原文を基本的には生きという形で大丈夫だと思います。

○田中委員 確認なんですけれども、再度、しつこいぐらいなのですが。では、この松原案だと、ポータルサイトに記入するというのが、認定を受けるある種の要件になるわけですね。

○松原主査 それに関しては、今、鵜尾委員から御指摘があったように、何をポータルサイトに入れるかが今、決まっていない状況で、ここだけを突出させるわけにはいかないの、これに関しては全体が決まったときにもう一回議論するというので、今は入れないということです。そうですね、鵜尾委員。

○鵜尾委員 はい。

○松原主査 では、(1) - 1 はこれでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○松原主査 では、(1) - 2 NPO法人の閲覧情報の追加等に行きます。

こちらについては、社員の氏名について閲覧対象とするかどうかということも含めて議論がありますが、これに対して御意見がある方。

○鵜尾委員 よろしいですか。

○松原主査 鵜尾委員、どうぞ。

○鵜尾委員 私自身、田尻さんと同じ意見で、役員の氏名公開、住所非公開。社員は氏名、住所とも非公開でよい。オンライン上で見せる場合を想定していますが、松原さんがおっしゃっておられる、社員のみ閲覧可とするのは、別に反対はないですということです。先ほど出ていましたが、社員の名前を全部公開するかどうかに関して、今の日本社会全体の温度感からすると、少し気になるのですけれども、これは是非皆さんの御意見を聞いてみたいなと思っております。

○松原主査 社員の公開について、皆さん、氏名だけを公開する。今、10人以上の名簿を書類で提出するようになっていきます。これはネットで公開することを前提にしない時代につくられた法律ですから、書類で提出して閲覧可能というのが今のNPO法の規定です。これをネットで公開する際において、幾つかの都道府県でネット公開されていますが、社員に関しては、特に住所に関しては、個人情報保護の観点から、これを公開するに当たっては慎重にされている都道府県も多い。墨で黒く塗られたり、いろいろと御苦労されて

いる現状があると思います。

この点について、今後、ネット公開とかポータルサイトにおいてどう扱うかというお話です。御意見いただければ。

鵜尾さんはさっき言っていただいたので、それ以外の方の。では、町井委員。

○町井委員 私も鵜尾委員と田尻委員と同意見なのですけれども、例えば民間のサービスの中で、今ですと個人がフェースブックなどを使って、自分はどういう団体に所属しているかというのを公にしている実態もありますので、そういったものと将来的につながることによって、逆に社員自らが自分たちの団体の信頼性を確保するために公開していくという方向性に持っていく方がいいのではないかと思います。そういった意味で申し上げますと、公のところでは社員の公開については非公開でいいのではないかと思います。

以上です。

○松原主査 社員については、特にネットにおいて、ポータルサイトは非公開でよいという話ですが、これに対して御意見がある方。なしということでもよろしいですか。

では、戎井委員。

○戎井委員 社員といっても、いろいろ役職があつたりするかと思います。ですから、社員の中でも管理職。

○松原主査 社員は、会員のことです。職員ではないです。この場合の社員は、正会員、議決権のある会員のことです。

○戎井委員 わかりました。失礼いたしました。

○松原主査 よろしいですね。ここは、むしろ御意見があるのは、バランスをどう考えるか、事務局の方の御意見があると思いますが、田和参事官の方から何か御意見ありますか。

○田和参事官 先ほど私が申し上げましたけれども、完全に非公開になったときにちょっと懸念されるのが、レアなケースかもしれませんが、どういう人たちがいるかというのがわからなくなるということについて、氏名ぐらひは出さなくていいのかどうかという問題が、特に行政サイドはあるのではないかなと思います。それが1点と。

あとは、立法上のバランスみたいなものをどういうふうに考えていくのかというのは、技術的な問題としてはあるかもしれません。

○松原主査 社員の名簿に関しては、10人以上の名簿を提出になっていて、これは行政は見られるわけですね。

○田和参事官 そうです。

○松原主査 今、議論になっているのは電子化ですので、行政的に言えば、今の名簿の提出が削られるというわけではないですから、それで構わないのではないですか。

○田和参事官 今の御議論は、両方とも電子化の世界で非公開という話。

○松原主査 たと私は理解します。そういう話ですね。ですので、社員名簿の提出をやめるという話ではない。行政側からの現状の監督ができなくなるという心配はないかなと思っています。

あと、法律のバランスの問題という意味では、今でもNPO法は10名以上の名簿と規定していますので、それは法律が違うということで済むのではないかと思います、これは田和参事官、いかがでしょうか。

○田和参事官 市民活動促進課の方に聞いていただいて。

○松原主査 では、北池さん、突然振られていますけれども。

○北池課長 今、おっしゃられましたとおり、バランスの問題は少し議論があると思います。ただ、私ども、NPO法の法律上は、法律で求められている書類をベースに認証するというのが基本で、提出された10名以上の社員名簿も含めて認証の審査をしております。

○金子委員 よろしいですか。

○松原主査 金子委員。

○金子委員 確認なのですけれども、この電子化というお話と別に、今、所轄庁で閲覧をやっているのではないですか。それは残して、その形はそのまま、電子化について社員の公開、非公開の議論になっているのか。それとも、今の所轄庁の閲覧で既に氏名・住所を非公開ということなのか、そこはどういう。

○松原主査 私は、今の法律は残して、電子化のところだけを言っているつもりです。あと、鶴尾委員と田尻委員については、どういう御意見なのか、ちょっと確認しないと。では、吉田さん、何かありますか。

○吉田代理 田尻委員の意図は、電子化の部分に関しての議論です。

○鶴尾委員 私も同じです。

○松原主査 ということでよろしいのではないですか。

(「はい」と声あり)

○松原主査 では、これについては、今の方向でまとめるということで。

続いて、(1) - 3 NPO法人に関する閲覧情報の電子化・標準化ということで、ここは会計基準の話もありますが、御意見ある方、お手を挙げてください。結構ここはいっぱいあるかなという。

では、杉野委員。

○杉野委員 佐藤委員から出されている意見と同じですけれども、原文で言うと、「電子ファイルの提出を認めるべき」という表現なのですが、情報開示の基盤整備を進めていこうという中で、「認めるべき」というだけでは、なかなか電子ファイルの提出は進んでいかないのではないか。ただ、逆にすべてそれでなければいけないということを強いてしまうと過重な負担になるということで、2つに分けて少し考える必要があるのかなと思いました。

まずは、NPOからの提出書類の電子化については、「電子ファイルでの提出を促進すべき」ぐらいの表現が適当なのではないか。

それに対して、もう一つ、情報の共有化という観点からすると、本当に絞られた基本的な情報に限ってということになりますけれども、特に比較、検索、一覧性の確保のため、必要最小限の項目については、「電子ファイルでの提出を求めるべき」と、逆にこちらの方

は、義務的に必要最小限のところは、情報の流通化や共有化のために求めていくという切り分けが必要なのではないかと思いました。

○松原主査 ほかに御意見。どこまで電子情報で、どういう形で求めていくのか、認めるのか、この辺の。

では、鶴尾委員。

○鶴尾委員 これは、まさに公益法人協会の金沢さんもいらっしゃっておられるので、100%ではなくて98%というのが、また微妙な数字だと思いますけれども、それはどういう形になっておられるのか、少し御紹介いただけるといいかなと思うのですが。

○松原主査 では、金沢オブザーバーの方から。

○金沢オブザーバー 公益法人協会の金沢です。

現在、電子データによる公益認定申請率は98%を超えています。申請時に電子化しておけば、結果的には、その法人が永続する限り、毎年定期提出書類等を提出するわけですから、事務コストを改善するという法人の立場から見れば、電子化したほうがメリットが大きいと思います。電子化すれば、業務の引き継ぎ、事務改善、それにいろいろなデータの加工等が非常に楽になってきます。

公益法人の場合、答申・処分が行われた後、登記を行います。その後、行政庁に登記完了届けを提出しますが、それが内閣府のウェブである公益法人インフォメーションでアップされます。その公示データも電子化されていますから、それを自動取り込みすることができます。(但し、定款や財務諸表を見たい時は、別途情報開示請求をしなければなりません。)

公益法人協会は、NOPODASという非営利法人ポータルサイトを運営していますが、そこに今日議題になって書かれているように、内閣府の公益法人インフォメーションでアップされている情報が自動的に取得できる形になっていますから、運営コストは非常に小額です。それを、NOPODASを通じて、情報開示して、加工して、法人のメッセージを加え、市民・国民が検索に活用できる仕組みになっています。これは、法人の情報が電子化されていなければできないことです。

従って、すべてのスタートは電子化にあると思います。ただ、全てにおいて、電子化させることはきついで、作成者が入力しやすい、いわゆる手間のあまりかからない電子化を進めるのが前提だと思います。

以上です。

○松原主査 貴重な御意見、ありがとうございました。

今の御意見も受けて、御意見ございますか。では、宮内委員。

○宮内委員 私も利活用というところが、寄附の基盤をつくるという大義のための意味合いでは、認めるべきというところまで踏み込む方がいいと思っています。

プラスして、電子ファイルと書いてあるのが、どうしてもPDFファイルに見えてしまうので、ここは電子データ、プラス電子ファイルと書く方がベターではないかと思えます。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

では、吉田さん。

○吉田代理 佐藤委員の御提案、将来的な像としては非常に素晴らしいものだと思うのですが、現実的には、移行期間と、支援が必要だなと感じています。この段階で、ここで義務と書き込むのは、ちょっと現実的ではないかなという気がしています。新しい公共支援事業なども始まりますので、その辺りでこういうものを想定しながら支援策をつくるというのは、あっていいのかなと考えております。

もう一つは、これを進めるに当たって、多分本人確認といいますか、その法人であるという証明をどうとるかが問題になってくると思うのですが、その辺りは公益認定の申請などではクリアーされているのだと思いますので、その辺りも参考にして検討するべきかなと感じます。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

ほかに御意見は。では、鶴尾委員。

○鶴尾委員 今の話を踏まえまして思いますのは、今日現在で考えると、仮に電子と言いましても、お話がありましたように、PDFなのか電子入力なのかというのがありまして、出してもPDFまでが限度です。PDFの仕方もだれかに教えてもらわないとよくわかりませんという団体が結構あったりすると思いますが。

ただ、「新しい公共」の考え方の整理の中で言うと、将来像として電子情報での財務情報の提出というのが100%実現されるような状態を目指すのだという言い方なり考え方をもし示せるとすれば、それは非常に重要な一歩なのかなという気はいたします。その中で、今、吉田さんがおっしゃられたとおり、段階的なアプローチというものをどういうものをし得るのかというのを考えていくのがよいのではないかと考えています。

○金沢オブザーバー 済みません、ちょっといいですか。

○松原主査 どうぞ、金沢さん。

○金沢オブザーバー 今、話が出ましたので、本日お配りした資料についてご説明させていただきます。

○松原主査 金沢さん、ごめんなさい、ちょっと短めにお願いします。

○金沢オブザーバー はい。「公益法人に関する情報開示に係る資料」とありますけれども、一番目に特例民法法人の情報開示内容が出ています。これは、全部CSV方式、いわゆるエクセルのファイルですから、加工ができるということです。

次の3ページの定期提出書類というものがあります。これは毎年、事業の初め、あるいは終わりに提出しますが、これにつきましてもPDF化もしくはオンライン入力と書いてありますから、これは参考になるのではなかろうかと思っておりますので、御報告させていただきます。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

今に関してもありますし、ここはもう少し違う論点もあります。事業別とか、この辺も含めて御意見をいただけますか。定款、事業別の内訳についてはというところもありますから。

○田中委員 後の部分もありますけれども、今、いいですか。

○松原主査 何ですか。

○田中委員 私は、公益法人制度改革に関わりましたし、今、公益認定の仕事もさせていただいているのですが、一番評判が悪いのがこの事業別収支報告書なのです。そもそも収支相償の原則を満たさなければいけないという足かせがあるので、事業別に全部収支を出すべきだという意見もありますけれども、これは申請する側、つまりNPO側にとってはかなり負担になるだろうと思います。

組織の体力という意味では、公益法人は比較的ある方ですけれども、それでもかなりしんどいという意見は伺っていますし、実際に審査する方が見ている、実は事業別の収支報告書というのはそんなに着目していないのですね。そもそもゼロにしてくるところがあるので、ここまで細かく求めるというのは、透明性という意味では望ましいのかもしれませんが、実際にこれを運営するのは難しいだろうと思います。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

これについて御意見を。吉田さん。

○吉田代理 冒頭でも述べましたけれども、私も定款の事業別の区分というのは、見ても内容、その法人の実態というのは余りわからないのではないかと感じますので、それは不要ではないかと考えます。

○松原主査 では、杉野委員。

○杉野委員 田中委員の趣旨と吉田さんの趣旨は、若干違っていたように聞こえましたけれども、田中委員の方はそもそも事業別の内訳は必要でない、吉田さんの方は定款別である必要はないという意見ですね。

前回、事業別の内訳について問題提起させていただいておりますが、この団体はどういう活動を実際に行っているのかといった情報は、実は所轄庁ももっていない。定款に事業は書いてあるけれども、それはあくまでやろうとしている事業であって、実際に何をしているかというのは定款だけでは全くわからないというのが、現実としてあります。その中で、そもそも定款で設立を申請したとおりの事業をしているかどうかということも全くわからないものも、数多くあります。それでは、市民に最低限の必要情報を開示しているとは、とても言えないと思っております。

そういう意味で、この事業別の内訳は必要と考えます。確かに定款別に事業報告をするのは難しいという面はありますが、逆に言えば、その法人が自らの法人の活動の実態に合

わない定款をつくってしまっている、そこに問題があるのだらうと思います。

法人がきちんと開示の責任を果たすという意味では、自分たちがやっている大きくりの事業、例えば3本あるのだったら、3本について、この事業についてはこういうことをしています。寄附は、この事業については充てていません。皆さんからいただいた寄付金は、ここに使われています。そういうふうに分けをしなければ、どこの活動に寄付金が使われているかということも、一般市民がその開示情報を見ても全く判断できないということになります。定款別にするかどうかというのは議論があるかと思いますが、その法人の活動実態に即した事業別の内訳、余り細かくする必要はないかもしれませんけれども、それは一定程度必要なのだらうと考えます。

○松原主査 今の点について、御意見はほかにございますか。

吉川委員。

○吉川委員 今、皆さんの議論が幾つかいろいろな形で出ているので、ちょっと論点がぶれるかもしれないですけども、そもそも提出書類の電子化を何のために進めるのかというところが、整理しなければいけないのかなと考えながら聞いていました。

例えば収支報告書とかをPDFで上げたりするのは、この団体がどういった状況なのかということ把握するのはPDFでも見えるということは1つあります。ただ、電子化するための意義というのはそのことだけなのかと考えたときに、この国が運営するポータルサイトで電子化する意義というのは、日本のNPO法人の現状がどうなのかという数字的なものをとるとということも、一つにはあるのではないかと私は思うのです。

と言いますのは、いろいろな団体がいろいろな調査とかで、基礎的情報であなたの団体の決算、収支の金額はどうですかということを経回聞いてきますね。そういったところに、きちんと日本の国の数字的な情報として、このポータルサイトで押さえていくことができるのだということはNPOにも発信して行って、その上で情報を入力してもらうということ。また、それは負荷のかからない基本的な所轄庁に出す数字でいいのだと思います。

そういったものを数字で入力していくことによって、自動的に日本のNPO全体の情報が把握できるということは、私はポータルサイトの数字入力の上での一つの方向性だと思います。でなければPDFで出していて、その団体の情報が見られるかどうかというだけであれば、もうどっちでもいいみたいなものだと思います。その辺の2つの観点で情報化ということを考えていくべきではないかと思ひます。

○松原主査 ありがとうございます。今のところに関しては、真っ向対立というところなので、ここはペンディングにしまして。

あと、事業報告書について、これはフォーマット化すべきか、すべきでないかという議論があります。

戎井委員。

○戎井委員 事業報告書の前に、その上の財務情報についてという大きな括弧書きのところなのですが、最後のところが「望ましい」と終わっているのです。望ましいというのは

非常に弱い表現だと思います。ですので、これは「フォーマットを提示することが必要である」としていただいた方がいいのかなと思います。

○松原主査 ほかに、このパートについて。事業報告書。鵜尾委員。

○鵜尾委員 ありがとうございます。

今の会計のところと事業報告書をあわせて思うのですが、これはこういう情報が開示されたときに、比較性、いろいろなものを比較して見れるかという話と、一個一個の開示をどうするのか。先ほど別の委員の方がまさにおっしゃられたとおりだと思います。

そう考えたときに、事業報告書というのは、どういう形にしたとしても、押しなべて比較するというよりは、一個一個見るというタイプのものであるので、ある程度の創意工夫が重要であるということはあると思います。最低限の記載項目というものについて、例示する、あるいは形をつくるのに関しては、特に反対はないのですけれども、創意工夫が重要である。

先ほどの事業内容の内訳を書く、書かないの議論に関しても、これは電子入力する際の会計基準の生かし方のところに最終的につながってくると思うのですが、どういう入力項目にするのかというのを別途議論して決める際に考えればいいのかと思うのですが、私は事業内容でどこまで見せることが適当なのか、自分のところの会計報告を考えてもなかなか難しいなと考えております。これはまた、次回以降、よろしくをお願いします。

○松原主査 ほかに御意見。ここも全体、ペンディングという感じがしてきましたが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○松原主査 ちょっと先へ進みます。(2)自由に利活用できる行政サービスとしての基本情報に行きます。

4ページから6ページの上まで一気に議論しますが、とりわけ皆さんに御意見いただきたいのは5ページのaかbかというのがあります。選択肢でどちらかとありますから、これについて中心に話をさせていただきたいと思います。シンプルに手を挙げていただけますか。皆さんでaかbで手を挙げていただいて、どちらかわからないという方はわからないで構いません。よろしいですか。

○鵜尾委員 1つ聞いてもいいですか。

○松原主査 どうぞ。

○鵜尾委員 aの場合は、基本フォーマットの赤字になっているポータルに既に行政が入力している情報というのは、aの範囲に入るといことなのでしょうか。

○松原主査 これは、田和参事官。

○田和参事官 今の内閣府のポータル、10項目は、基本的にはaというのは、現状のいろいろなデータをいかに電子データ化、電子ファイル化するかというところにポイントを置きましょうねと。別段新しく、基本情報フォーマットとか資料2みたいなものを別途考える必要はないのではないかという議論をaと考えていただければと思います。

○松原主査 aを選んだら、資料2はなくなるということですね。

○田和参事官 そうです。

○松原主査 だから、資料2は議論しなくていいと。今の情報ということですね。

○田和参事官 何もやらないという意味ではない。

○松原主査 何もやらないというわけではない。

○田和参事官 提出書類を電子データ化、電子ファイル化というものを一生懸命推進していったらいいではないかという議論は当然あると思いますけれども。

○松原主査 情報フォーマット自体は、別に一々考えなくてもいいではないかということです。よろしいですね。

では、ちょっとお伺いします。a。b。鶴尾さんはわからない。多くの方はb。

オブザーバーのお二人、白井さんにここは聞いておきたいところなのですが、御意見があれば。

○白井オブザーバー ありがとうございます。bというのは、この案。

○松原主査 これ全体ではないですが、少なくともこういうフォーマットをつくったらどうかという話です。

○白井オブザーバー 前回出席させていただいたときにも、汗をかくNPOとしては、できるだけこういうことに割くエネルギーは省きたいということで、できたら内閣府と、民間の方、CANPANさんとかチャリプラさんとかヤフーさんとか、そういうところとの一元化というものを将来的にはお願いできたらありがたいということを申し上げたのです。

いきなりそれというのは、勿論難しいことだと思いますので、今、これを見させていただいたのですけれども、これぐらいだったら1時間ぐらいで記入できるかなというところで、さっき佐藤委員がおっしゃっていましたが、何のための情報公開か。NPOなど、「新しい公共」の担い手を力強く支えるための情報公開というところで、本当に最低限のことに絞ったフォーマットをつくっていただけると非常にありがたいなと思います。

○松原主査 では、bということでよろしいですね。

○白井オブザーバー はい。

○松原主査 ありがとうございます。

○北池課長 よろしいですか。

○松原主査 内閣府の市民活動促進から。どうぞ。

○北池課長 今の御議論の中で、bに賛成の方が大半でございましたけれども、bの場合、内閣府のポータルサイトを見直し、どれだけの情報をどういう形で入れるかというのは、まだ検討課題でございましょうから明確ではございませんけれども、そのポータルサイトそのものの管理運営に関しては、相当の費用を要するであろうと思われます。基礎的情報に関しましても、行政が入れる分と法人が入れる分と分けたとしても、行政側の負担というのも相当上がることとなります。そういう面では杉野委員辺りに、そういうことに関しては行政側も十分対応でき得るというお考えなのか、お聞きしたいなと思います。

○松原主査 では、杉野委員。

○杉野委員 電子化というもののとらえ方がいろいろあると思います。現状においても、法人から申請が出てきた情報をネット上に載せるために、紙で提出されたものを行政の方がPDF化して載せていくとか、内容をチェックして、明らかに間違っているところがあれば法人に確認して、確認がとれてから了解をとって修正してアップするというので、非常に手間がかかっております。

ですから、これから情報をフォーマット化していくということだと、金がかかる、手間がかかるということになるのだと思うのですが、そういったものを行政だとか、民間のデータベースが負うということではなくて、個々の法人が正しくデータを入力することにすれば、作業が分散されますし、最終的には法人の責任で入力されることになりません。

ただ、入力するときに、入力ミスというのは当然発生しますから、そういうものはちゃんとチェックがかかるような仕掛けは必要だと思いますけれども、そうやって入力を分散させる。できるだけ負担のない形の入力の仕組みをつくる。これによって、最終的には、例えば年次の報告をする際も、そうして蓄積されたデータが活用されていきますから、トータルで考えるとコストというのは下がってくる可能性が高いのではないかと考えます。

○松原主査 では、田中委員。

○田中委員 私は、財務データベースをつくるプロジェクトに加わっておりまして、全国の都道府県に情報開示請求をして、NPO法人が提出した報告書を統一したフォーマットに全部入れるという作業を3回にわたって行った経験から申し上げますと、今、杉野委員がおっしゃった御苦勞が本当によくわかるのです。

逆に言うと、今、NPOがばらばらの会計基準で付けているものを、この統一されたフォーマットの項目にどうやってトランスファーしていいのかということで、かなり迷うと思います。実際、学生を50人使って入力してもらいましたが、学生も判断できないものですから、しばらくは公認会計士や会計のわかる専門家に立ち会ってもらって、これはどう読み替えたらいいいのかという作業をし、相当なマニュアルをつくって、3回目ですけれども、それでも相当な作業になっていたということがあります。

ですから、行政が入力するのも大変だと思うのですが、仮に今度、NPOに入力してもらおうとなると、そこは信頼性という意味で、初期のころかなり混乱は、数年は生じるだろうと思われま。

○松原主査 つまり、どうしたらいいと。

○田中委員 私は、提出したものをそのまま、PDFではないですけれども、それから大変行政には申しわけないですけれども、提出した書類がデータベースにそのまま入っていくようになるのがいいだろうなと思います。

○松原主査 どうぞ。

○北池課長 提出された書類を行政側でPDF化するというのは、相当の作業でございま

す。今、内閣府のデータに関してはPDFで公開してございますけれども、それは内閣府のやっている分だけでございまして、全国の団体にすれば3,000程度でございます。

それを行うには、予算、労力、手法、あるいは電子化の進みぐあいとか、幾つかの段階が整ってこそでき得るものです。入れる内容につきましても、物事の進みぐあいを含めて、よく検討すべきもので、非常に難しい面があるなと思っておりますので、再度申し上げさせていただきます。

○松原主査 では、田中委員、その後鶴尾委員で。時間がぼちぼちないので。

○田中委員 公益法人みたいに、ある程度最初から入力できるような条件が整っていればいいですけども、恐らく最初から全部というのは、私は現実的に無理なような気がして。最終的には、5年後にはNPO自身が入力したものがそのままデータベース化されるところを目指すにしても、段階的な措置がないと、せっかく導入した電子化が大変なことになるような気がしてしょうがないのですけれども。

○松原主査 鶴尾委員。

○鶴尾委員 済みません、先ほどaもbも挙げなかったのですが、私もステップ論的に言うと、最初は限りなくaに近い状態から始まるということかなと思っております。ステップの議論で言うと、初級編と中級編みたいなものがあるのだろうと思っております。

初級編というのは、国が持っている情報をまず100%開示しましょうということで、それはポータルサイトに加えてPDFが出ていますという状態が、100%開示が実現できまずということ自体は、考え方や発想あるいはプロセスから考えると、日本社会的に言うと、10の労力で90の成果がとれますということだと思えます。NPOにこれを全部入力させようと思うと、直感的には9割の団体が入れられない、入れない。よほど強制的な義務がなければという状況になってしまう可能性があると思っております。

そういう意味では、先ほど来、第2ステップで議論になっている電子的な情報による提出、つまり電子入力によって自分たちが財務諸表をつくり、提出するのだというのが、ほぼすべての団体に義務ではないけれども、ほとんどすべてそうやっていますとなったときに、それが自動的にこれにまた反映されていく。提示された情報が電子情報ですから、そのままこちらになる。つまり、業務フローが二度手間になっていないというシンプルな、一直線な業務フローが確立されるのが前提にないと。

○松原主査 具体的に言うと、だれが入れるということなのでしょう。

○鶴尾委員 その場合、電子情報の入力のフローができてしまうとすれば、財務諸表として行政に提出する諸表を入力するときの情報が、そのままアップロードされるということですから、NPOにしてみれば1回の作業しかなく、行政にしても、それを自動的にアップロードするだけになります。だれも入力のし直しが無いという状態が第2ステップであるのだろうなと思っております。そういうところを最終的な目標にしてやるのがいいのかなと思えます。

○松原主査 ここはだれが入力するか、入力する人が大変ということで、みんな嫌がって

いるという話ですね。ただ、さはさりなん、NPO法人、将来的に非営利法人。公益法人は既に98%ですが、NPO法人も社会的信頼を受けていくためには、しっかりした情報開示をしなければいけない。そのためにどういう支度、方法が必要で、だれがどういう入力をして、どうステップを踏んでいったらいいのかということも考えないと、今、一概にだれかがすべきとぼんと決めてしまって、はい、そうですかと受け入れる状況にはないというのが現状かなと思います。

申しわけない、私の不手際もあって、もうぼちぼち終わりの時間に来てしまったので、段取り的に1つ御意見なのですが、一度、私としてはパブリックコメントを、短い時間でも途中の経過で一たん出して受けた方がいいのではないかと考えています。

ただ、この段階でパブリックコメントを出すと、これも何のことやらわからないパブリックコメントになるかなど。大体2週間ぐらいパブリックコメントを受けるとしても。提案なのですが、無理があるのは承知の提案です。皆さん無理があるので、御意見あることは承知なのですが、今日いただいた意見を基に、b案でいくということなのでフォーマットをつくるという話だと思います。そのb案を基に、議論いただいていないところも含めて、事務局と私で仮の原文をつくります。

原文をつくって、それを皆さんにお見せすると同時にパブリックコメントを受ける。その皆さんの御意見とパブリックコメントを踏まえて、次の会、修正もしくは議論のあるところは、議論があるという形で出す。これについては、皆さん、今日初めて見たばかりだから、今までのところで、また違う意見もあるよというのは了解した上ですが。

ただ、いつまでもばらばらな意見があると大変でしょうから、一応ベースとなる案と、それに対して異議があるところとか、括弧付けのところは括弧付けという形で明確にして出して、それについてパブリックコメントと同時に御意見をもらう形にして、次回御議論に付すという形で進めさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。とか、ほぼ強引にそれをお願いしたい。でない終わらないかなというところでは。

それに関して、今日この後に御意見をいただいても勿論いいですし、それを基にまとめたものに関して、また御意見いただいても対応できるようにしたいと思います。事務局としては、何日ぐらいでこれをまとめるというのはできるかしらという。

○田和参事官 これをとというのは。

○松原主査 一つのまとまっていないところは、まとまっていない。こういう形ではなしに、公表に付せる形。つまり、御意見いただける形にして、ここはまだ中でも議論がありますというところも、括弧して出すというものをつくるというのは、何日ぐらいあつたらできるでしょうか。

○田和参事官 資料2も含めてということですか。

○松原主査 資料2も含めてです。

○田和参事官 例えば資料2の方は、項目ごとに、これは入れるべきだ、入れるべきではないという議論が、御意見をいただいたときにたくさん出てきますね。それをこういう意

見がございますみたいな形でパブコメに付すということですか。

○松原主査 資料2は、ほぼこのままパブコメに付すという感じですね。今、御意見いただいているところはないので、この形でパブコメに付すというのが一番いいと思います。

資料1については、少し強引だけれども、まとめて、異議のあるところに対しては、こういう違う意見があるという形で事務局にまとめてもらう形になると思います。多分、資料1を全部やっていると、パブコメにかかる時間がなくなるかなという。

○田和参事官 では、御意見いただいて、例えば水曜日中とかにいただきまして、1回整理して主査と御相談して、それでということですね。

○松原主査 そうです。

○田和参事官 そうすると、お休みも入れて1週間から10日ぐらいいただいた方がいいような気がしないでもないですけども。

○松原主査 無理は言いません。それからパブコメに付すという形ですね。2月10日ぐらいにパブコメに付す。大丈夫。

○田和参事官 で、2週間。

○松原主査 2月24日ぐらいにはパブコメが終わる。けれども、専門委員会はそのころに開かれる。

○田和参事官 21の週ですね。

○松原主査 パブコメは、ひよっとしたらまだ全部終わっていないかもしれないけれども、とりあえず専門委員からの御意見をいただいて、もう一回意見交換はできる。

○田和参事官 それか、21日の専門調査会の中間報告をもう一回ずらしても。

○松原主査 ずらしてもらってやるという。

○田和参事官 そこは余り決め打ちしないで弾力的にやった方がいいかもしれません。

○松原主査 事務局の作業もありますから。そうすると、もう一回、水曜日まで御意見をいただくということですね。

○田和参事官 5ページのところが本当に一番悩ましいところなのですね。結局だれが入力するのか、義務付けるのか、それに伴う責任主体はどうするのかという、一つながりになっているので、割合路線が鮮明になるのではないかと思うのですけれども、この辺は特にそれぞれ御意見をいただければと思います。

それから、先ほどささっと行ってしまった感じはあるのですが、NPO会計基準のところも含めて、似たようなフィージビリティの問題になるわけです。できたばかりのものを一体どれぐらいステップ。入力するのも大変かもしれませんが、NPO会計基準を知っているNPOがどのぐらいいるのかという問題も多分あるでしょうから、その辺も実現可能性との問題の関係で、どういう手順にしていくのかという議論になってきますので、是非御意見をいただきたいと思っております。

それから、どうも直感的にわからないのが、ざっと見て資料2の負担感がどういうものかというのが、我々にもよくわからないので、その辺を是非御意見をいただければと思

ます。先ほど1日あればできるかもしれない。

○白井オブザーバー 1時間。

○田和参事官 1時間。素晴らしいですけども。

○松原主査 数字があれば、出ていけば1時間で入力できるのですが、出ていないと、つくらなければいけないと大変なのですね。ただ、NPO法人にとって、もしフォーマットが1つできて、それがほかのアンケートに全部使えるようになってくると、かなり負担の軽減にはなってくるということで、その辺がポイントになってくるかなという気がします。

では、山内審議官。

○山内審議官 水曜日ぐらいに御意見をいただくというお話だったと思いますけれども、そのときに1個だけ是非御意見をお伺いしたいのは、今、北池さんが来ておられます。今、NPO法の改正というか、新しい認定制度について、議論を北池さんのところでしているので、なかなか物が言いにくいのだらうと思います。

その中で、ここまでの議論の範囲では、多分、作業されているような法案の内容に重大な変更をしなければいけないようなことはなかったのかなという気はいたしますけれども、もしかすると、法律をこれからつくっていく過程で、条文に影響するような話、こういうふうにした方がいいという強い意見がもしおありであるならば、その水曜のときにもちょっと意識してやっていただけるとありがたいなと思います。

なかなか具体的に今、言わないとわかりにくい部分があるかもしれませんが、例示で1つだけ言いますと、会計基準の問題。さっき戒井委員にいただいた最後の資料のところでごらんいただくと、法律上、規定があって、しかし、運用上というか、会計基準というものが無いものがあったり、法律は何も規定がなくても、基準があったり、そういういろいろなパターンがあります。

こういったところについてどういうふうに考え、その中で、ここにもありますようなNPO会計基準というものをどう位置付けるのかということも、一つの論点として御意見をいただければ、私としては大変ありがたいなと思っておりますので、よろしく願います。

○松原主査 北池さんの方から何か皆さんにありますか。こういう要望とか。

○北池課長 いや、要望はないです。いろいろな御意見を聞かせていただいて進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

○松原主査 では、時間がない中で皆さんに御負担をお願いして申しわけないですけども、水曜日までに御意見をいただいて、それを基にたたき台をつくって皆さんに提示するとともにパブリックコメントにかけるという段取りで、後の日程については弾力的に事務局の方でまた皆さんと調整していくということで、なかなか日程的に厳しいところですが、是非御協力いただければと思います。今日は最後まで行きたかったのですが、行けなかったことをおわびします。

事務局の方から。何か、白井さん。

○白井オブザーバー 済みません、1点だけ御紹介させていただきます。

本当に具体的な議論をしていただいております。1つだけ御紹介させていただきますのですけれども、情報開示・発信ということで、この会議の様子も、あちらにいらしていただいているのですけれども、いわゆる「新しい公共」的に民間の方に来ていただいて、ツイッターとかでいろいろ発信していただいている。

「新しい公共」の議論、いい議論をしているのに、メディアになかなか取り上げられないという中で、1月20日の朝日新聞に「タイガーマスクと『新しい公共』」というテーマで寄稿された西田亮介さんという非常に引っ張りだこの学者さんなのですけれども、こういう場所とか、あるいは推進会議の本会議、あるいは専門調査会の方にもおいでいただいて、できるだけいろいろな方に関心を持っていただけるように発信していただいている。

彼の方から提案もありまして、この間、事務局の担当者の方には申し上げたのです。例えばニコ動とかニコ生とかでこういう会議の模様を中継したらどうなのか。ユースト中継しているのですけれども、この間も20人しか見ていなかったということが非常に話題になりまして、もうちょっと見ていただけるような工夫もしていただいたらどうかという提案もさせていただきます。

以上です。

○松原主査 では、金沢さんの方も何かありますか。

○金沢オブザーバー 特にありません。今日はありがとうございました。

○松原主査 それでは、今お話しした日程で今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、本日はありがとうございました。これで閉会といたします。